

# 市区町村社会福祉協議会における法人後見の実態と課題（1）

## —受任ケースの概要と実施体制—

○関根 薫（皇學館大学・003162）

鵜沼憲晴（皇學館大学・002453）

キーワード：法人後見、社会福祉協議会、受任ケース

### 1. 研究目的

団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年以降は、“後見爆発”と称されるほど、後見ニーズが高まるとされている。しかし、弁護士などの専門職後見人や市民後見人はなかなか増えない実情にある。また、成年後見の業務は、単なる財産管理から、その人らしい人生を送ることができるよう意思決定を支援するという考え方に移行している。

これらに配慮した成年後見業務を実現する資源として、市区町村社会福祉協議会（以下：社協とする）による法人後見がある。社協は、すべての市区町村に配置されており、過疎地域や高齢化が進む農村地域にも対応できる。また、従来“自己決定”を理念としてきた福祉関連組織であるからこそ、意思決定支援を重視した後見業務を担える組織といえよう。

そこで本報告（1）では、全国の社協を対象とした量的調査結果を検討対象とし、①社協による法人後見受任ケースの実態（受任状況、受任ケースの現状）ならびに後見業務の実施体制（業務担当職員数、実施体制、運営委員会等のバックアップ体制の現状）、②社協が法人後見を実施する意義等について明らかにし、今後、社協が法人後見業務を維持・継続・展開していく上での課題を明らかにすることを目的とした。

なお本報告（2）（○鵜沼・関根）では、同じく本調査結果から、意思決定支援の実態と課題、および社協による法人後見を推進していくうえでの課題について明らかにしていくことを目的としている。

### 2. 研究の視点および方法

本研究では自計式調査票を用い、全国の市区町村社会福祉協議会 1,741 件を対象に郵送法にて悉皆調査を実施した。調査期間は、2020 年 2 月 26～2020 年 4 月 30 日である。有効回答数は 956 件（有効回答率 54.9%）であった。本報告では、956 件のうち主に「法人後見を受任している、または受任体制がある」社協 349 件を対象に考察を行う。

### 3. 倫理的配慮

本調査は、一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規定に従っている。また、事前に皇學館大学「人を対象とする研究倫理審査委員会」における審査を受け、承認された後に実施している（承認番号 H31-5）。

#### 4. 研究結果

##### (1) 社協の法人後見に関する取り組み状況

表1.市区町村社協別の取り組み状況

(上段:実数、下段%)

	受任している ケースがある	受任している ケースはないが、 受任体制がある	受任体制はない が、体制構築に 向けた準備・検討 を行っている	受任体制はなく、 当面は体制構築 の予定もない	合計
全体	298 31.6%	51 5.4%	175 18.6%	418 44.4%	942 100.0%
市社協	231 48.9%	27 5.7%	74 15.7%	140 29.7%	472 100.0%
町社協	54 14.5%	20 5.4%	84 22.6%	214 57.5%	372 100.0%
村社協	5 5.7%	3 3.4%	17 19.3%	63 71.6%	88 100.0%
区社協	8 80.0%	1 10.0%	0 0.0%	1 10.0%	10 100.0%

社協の法人後見に関する取り組み状況を確認したところ、全体では、「受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない」が44.4%と最も高く、次いで「受任しているケースがある」31.6%、「受任体制はないが、体制構築に向けた準備・検討を行っている」18.6%、「受任しているケースはないが、受任体制がある」5.4%と続いている。

次に、市区町村社協別に確認すると、「受任しているケースがある」については「区社協」が80.0%と最も高く、次いで「市社協」48.9%、「町社協」14.5%、「村社協」5.7%と続いている。他方、「受任体制はなく、当面は体制構築の予定もない」については、「村社協」が71.6%と最も高く、次いで「町社協」57.5%、「市社協」29.7%、「区社協」10.0%と続いている。

以下では、「受任しているケースがある」ならびに「受任しているケースはないが、受任体制がある」社協に349件を対象として現状を確認する。

(2) 社協による法人後見受任ケースの状況

表2.後見類型別内訳

(上段:実数、下段%)

	内訳	①後見類型	②保佐類型	③補助類型	④合計
全体	成年後見受任件数	2,325	757	171	3,253
		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
申立 の 状 況	市区町村長申立件数	1339 57.6%	205 27.1%	44 25.7%	1588 48.8%
	本人申立件数	83 3.6%	302 39.9%	72 42.1%	457 14.0%
	親族申立件数	714 30.7%	148 19.6%	24 14.0%	886 27.2%
世帯 状 況	生活保護世帯件数	551 23.7%	180 23.8%	39 22.8%	770 23.7%
	非課税件数	1,175 50.5%	365 48.2%	68 39.8%	1,608 49.4%
被 後 見 人 の 状 況	認知症高齢者件数	1,358 58.4%	318 42.0%	75 43.9%	1,751 53.8%
	精神障害者件数	302 13.0%	156 20.6%	33 19.3%	491 15.1%
	知的障害者件数	455 19.6%	188 24.8%	29 17.0%	672 20.7%
居 住 状 況	居室件数	400 17.2%	258 34.1%	65 38.0%	723 22.2%
	病院入院件数	423 18.2%	67 8.9%	13 7.6%	503 15.5%
	施設入所件数	1,334 57.4%	332 43.9%	77 45.0%	1,743 53.6%
報 酬	後見報酬なし件数	146 6.3%	46 6.1%	12 7.0%	204 6.3%

社協が受任しているケース（2019年12月31日時点）について後見類型別の内訳（重複可）を確認すると、「①後見類型（以下：①とする）」は2,325ケース、「②保佐類型（以下：②とする）」は757ケース、「③補助類型（以下：③とする）」は171ケースであった。①～③の類型ごとに、「申立の状況」について確認すると、①では、「市区町村長申立」が57.6%と最も高く、②と③では「本人申立」がそれぞれ39.9%、42.1%と最も高かった。次いで「世帯状況」について確認すると、①では「生活保護世帯」が23.7%、「非課税世帯」が50.0%、②では、「生活保護世帯」が23.8%、「非課税世帯」が48.2%、③では、「生活保護世帯」が22.8%、「非課税世帯」が39.8%であった。「被後見人の状況」について確認すると、いずれの類型においても「認知症高齢者」の割合が最も高く、①は58.4%、②は42.0%、③は43.9%であった。「居住状況」については、いずれの類型においても「施設入所」の割合が最も高く、①は57.4%、②は43.9%、③は45.0%であった。最後に「後見報酬なし」の割合については、③が7.0%と最も高く、次いで①が6.3%、②が6.1%と続いている。

(3) 社協による法人後見業務の実施体制

①法人後見業務を担当している職員数

表3. 後見業務を担当している職員数 (上段:実数、下段%)

後見業務を担当している職員総数	
3人未満	153 44.5%
3人以上5人未満	116 33.7%
5人以上7人未満	32 9.3%
7人以上	43 12.5%
合計	345 100.0%
内、専任職員数	
0人	258 75.2%
1人以上	85 24.8%
合計	343 100.0%

法人後見業務を担当している職員数について確認すると、「3人未満」が44.5%と最も高く、次いで「3人以上5人未満」33.7%、「7人以上」12.5%、「5人以上7人未満」9.3%と続いている。そして、この内、専任職員数について確認すると、「0人」が75.2%、「1人以上」が24.8%と、約7割5分の社協において法人後見業務に専任職員を配置しておらず他の業務と兼任として後見業務を担っている状況にあった。

②法人後見業務の実施体制

表4. 法人後見の実施体制

(上段:実数、下段%)

社会福祉協議会職員のみで、すべての成年後見業務を行っている	199 57.5%
市民後見人や日常生活自立支援事業の研修を修了した市民等を無報酬の支援員として採用し、すべての成年後見業務を行ってもらっている	1 0.3%
市民後見人や日常生活自立支援事業の研修を修了した市民等を報酬付きの支援員として採用し、すべての成年後見業務を行ってもらっている	15 4.3%
市民後見人や日常生活自立支援事業の研修を修了した市民等を無報酬の支援員として採用し、当該市民は身上監護のみを担当する等、社会福祉協議会職員と役割分担している	3 0.9%
市民後見人や日常生活自立支援事業の研修を修了した市民等を報酬付きの支援員として採用し、当該市民は身上監護のみを担当する等、社会福祉協議会職員と役割分担している	101 29.2%
その他	27 7.8%
合計	346 100.0

社協における法人後見の実施体制については、「社会福祉協議会職員のみで、すべての成年後見業務を行っている」が57.5%と最も高く、次いで「市民後見人や日常生活自立支援事

業の研修を修了した市民等を報酬付きの支援員として採用し、当該市民は身上監護のみを担当する等、社会福祉協議会職員と役割分担している」が 29.2%と高い割合を示している。他方、研修を修了した市民等にすべての成年後見業務を行ってもらっているケースや、無報酬の支援員として市民等を採用しているケースは 1 割未満に留まっている。

(4) 法人後見業務のバックアップ体制

①法人後見業務のバックアップ体制の有無

表5. 法人後見業務のバックアップ体制の有無 (上段:実数、下段%)

運営委員会等のバックアップ体制がある	279 80.4%
運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士、司法書士等の法律専門職がいる	41 11.8%
特にバックアップ体制はない	20 5.8%
その他	7 2.0%
合計	347 100.0

社協が法人後見業務を遂行する上でのバックアップ体制については、「運営委員会等のバックアップ体制がある」が 80.4%と最も高く、次いで「運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士、司法書士等の法律専門職がいる」11.8%、「特にバックアップ体制はない」5.8%、「その他」2.0%と続いており、約 8 割の社協においてバックアップ体制が整っている。

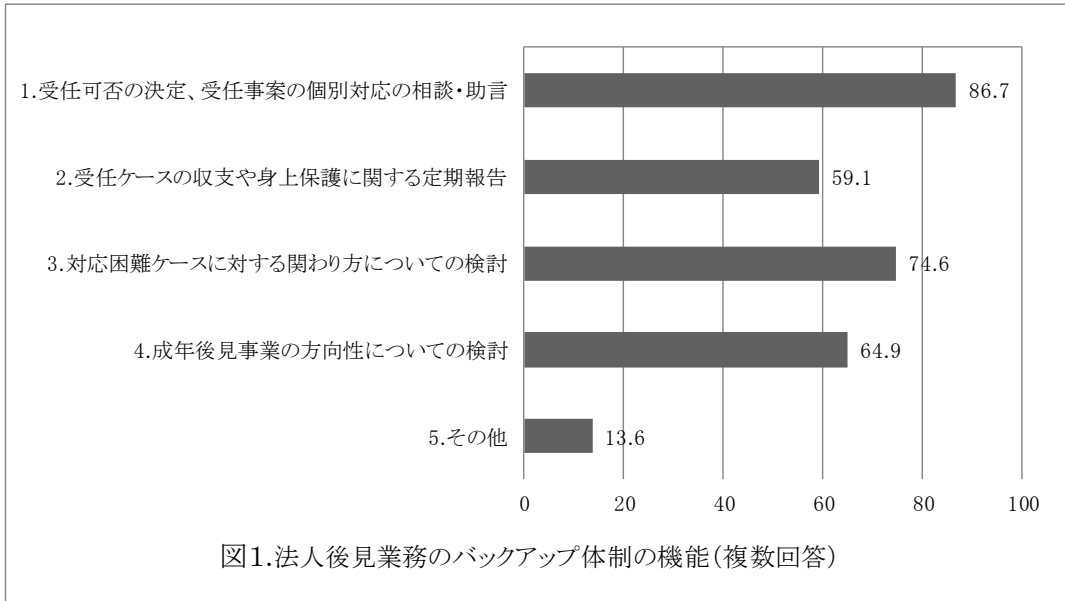
②法人後見業務のバックアップ体制の平均開催回数

表6. 運営委員会等の年間平均開催回数 (上段:実数、下段%)

1回	56 21.1%
2回以上4回未満	115 44.1%
4回以上6回未満	53 20.3%
6回以上	38 14.6%
合計	261 100.0

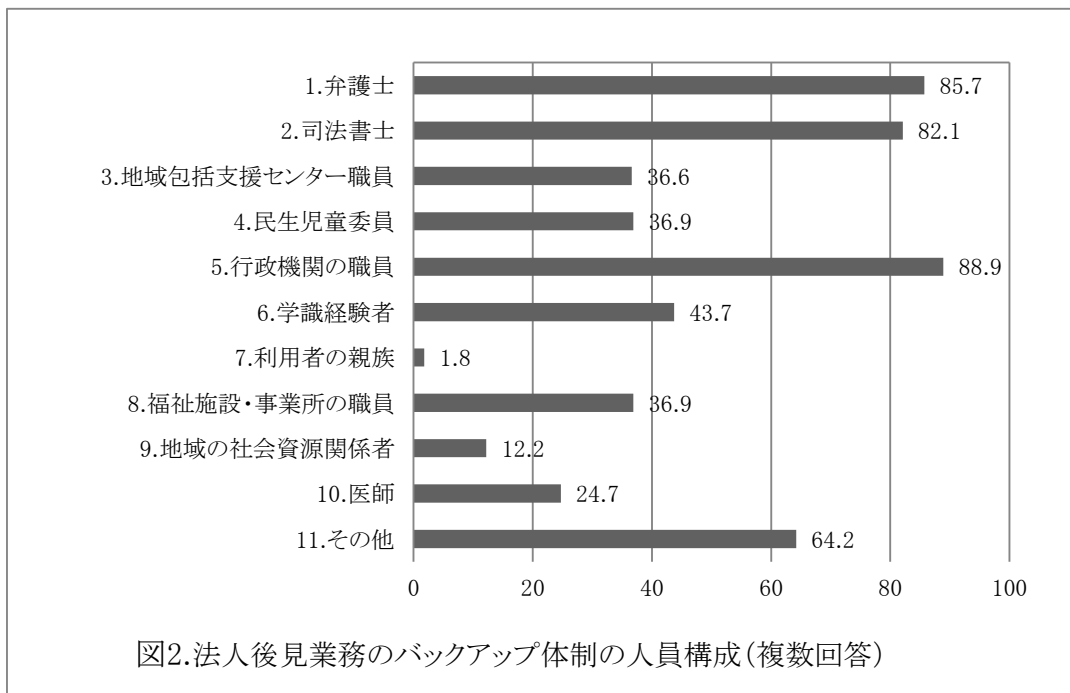
運営委員会等のバックアップ体制がある社協において、その年間平均回数を確認したところ、「2 回以上 4 回未満」が 44.1%と最も高く、次いで「1 回」21.1%、「4 回以上 6 回未満」20.3%、「6 回以上」14.6%と続いており、3 ヶ月～半年に 1 回ペースで運営委員会等が開催される社協が約 4 割に上っている。

### ③法人後見業務のバックアップ体制の機能



運営委員会等のバックアップ体制がある社協において、その機能を確認すると、「1.受任可否の決定、受任事案の個別対応の相談・助言」が86.7%と最も高く、以下、「3.対応困難ケースに対する関わり方についての検討」74.6%、「4.成年後見事業の方向性についての検討」64.9%、「2.受任ケースの収支や身上保護に関する定期報告」59.1%、「その他」13.6%と続いている。

### ④法人後見業務のバックアップ体制の人員構成



運営委員会等のバックアップ体制がある社協において、その人員構成を確認すると、「5.行政機関の職員」が88.9%と最も高く、以下、割合が高い人員として「1.弁護士」85.7%、「2.司法書士」82.1%、「11.その他」64.2%、「学識経験者」43.7%と続いている。「11.その他」については自由記述形式で回答を求めており、主に、社会福祉士、精神保健福祉士、行政書

士、税理士などの専門職が人員としてあがっている。

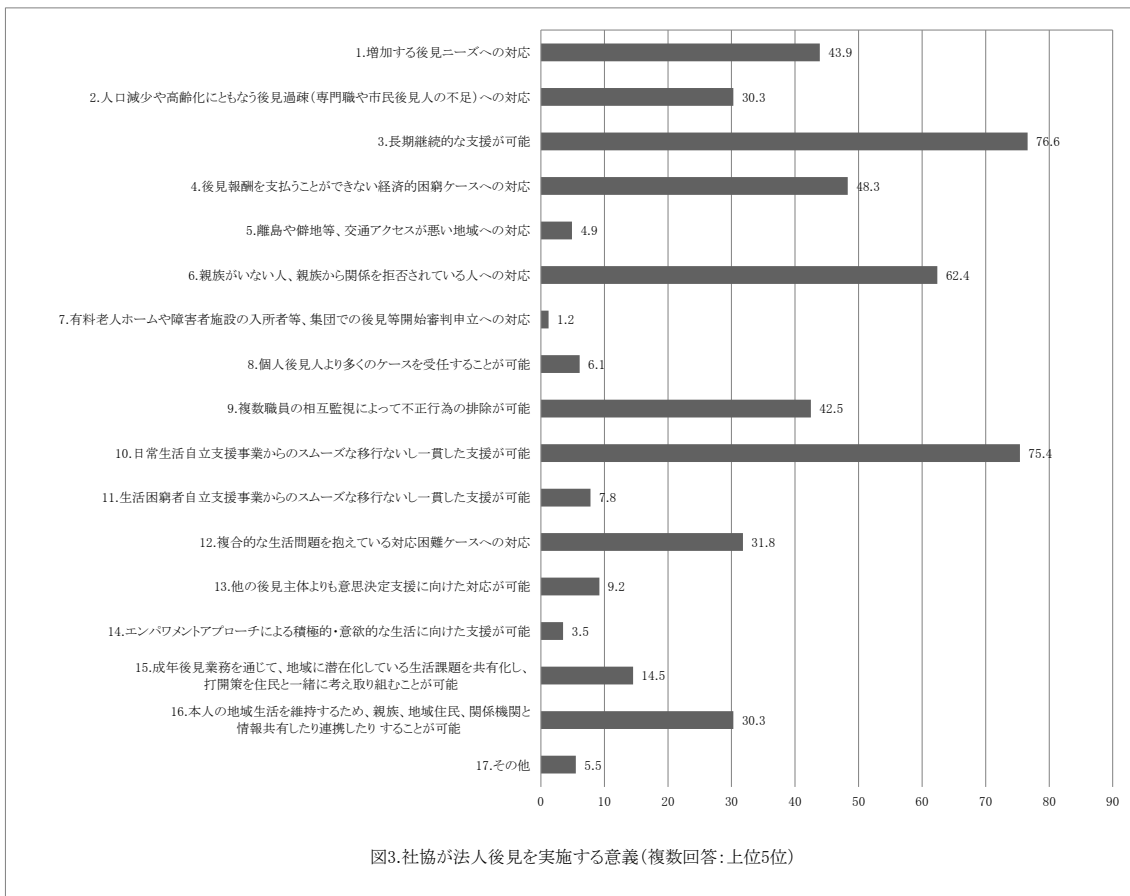
(5) 法人後見業務の財源状況

表7. 法人後見業務の財源についての考え (上段:実数、下段%)

十分である	39 11.5%
十分ではないが事業継続に支障がない	111 32.6%
事業継続できるが苦しい	123 36.2%
事業継続が困難である	23 6.8%
その他	44 12.9%
合計	340 100.0

法人後見業務の財源の額についての社協の考えは、「事業継続できるが苦しい」が36.2%と最も高く、次いで「十分ではないが事業継続に支障がない」32.6%、「その他」12.9%、「十分である」11.5%、「事業継続が困難である」6.8%と続いている。また、「十分である」と「十分ではないが事業継続に支障がない」を合わせた割合は44.1%であり、他方、「事業継続できるが苦しい」と「事業継続が困難である」を合わせた割合は43.0%であることから、業務遂行に必要な財源額が確保されている社協と確保されていない社協がいずれも約4割ずつで拮抗している現状にある。

(6) 社協が法人後見を実施する意義



本調査では、社協の考える「法人が成年後見を実施する意義」について上位5位まで回答を求めた。その結果、「3.長期継続的な支援が可能」が76.6%と最も高く、以下、「10.日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ないし一貫した支援が可能」75.4%、「6.親族がいない人、親族から関係を拒否されている人への対応」62.4%、「4.後見報酬を支払うことができない経済的困窮ケースへの対応」48.3%、「1.増加する後見ニーズへの対応」43.9%、といった項目が上位にあがっている。

## 5. 考察

### (1) 社協の法人後見への取り組みについて

まず、市区町村社協別の法人後見に関する取り組み状況については、行政区の人口規模に比例して実施率ならびに受任体制が整う傾向にあった。特に、実施率が80.0%の「区社協」をはじめ「市社協」においても48.9%が後見業務を実施しており、相対的に高い実施率が認められた(表1)。このように「区・市社協」で法人後見の高い実施率が認められた理由としては認知症高齢者の増加による後見ニーズの高まりや、それを踏まえた全社協による成年後見制度利用促進に関する取り組み等があげられる。

他方、調査時点で受任体制もなく体制構築の予定もない社協については、「村社協」71.6%、ならびに「町社協」57.5%において特にその割合の高さが際立っており、町村部において社協による後見受任の遅れが認められた。また「市社協」においても29.7%と約3割は実施体制が整っておらず、「市社協」については、実施状況により二極化されている現状が窺える。

そもそも後見業務の受任は、専門職後見人や市民後見人等を容易に確保できない後見過疎地域においてこそ、全国すべての行政区において組織化されている社協がその担い手として力を発揮すべきだと考える。本調査において、「受任体制はないが、体制構築に向けた準備・検討を行っている」社協は、「町社協」において22.6%、「村社協」において19.3%が認められたことから、まずは、こうした社協に対して受任体制の構築に向けた財政的・人的な積極的支援が重要な施策としてあげられる。

### (2) 社協の法人後見受任ケースについて

次に社協が受任しているケースの内容については、「①後見類型」の受任件数が2,325ケースと最も多く、その特徴をまとめると約6割が「市区町村長申立」、約7割が「生活保護世帯・非課税世帯」、約6割が「認知症高齢者」、同じく約6割が「施設入所」という状況であった(表2)。これらの特徴から、社協が担っているケースとして、申立人や後見人となる親族が身近におらず、経済的にも身体的にも厳しい状況にある高齢者の状況が浮かび上がる。特に市区町村長申立の割合については、全国集計では22.0%であることから(最高裁判所事務総局家庭局2020)、社協が受任しているケースに占める当該割合は全国の数字を大きく上回っている状況にある。また「後見報酬なし」のケースについてもいずれの類型にも一定割合認められることも含めて考察すると、親族をはじめ専門職後見人や市民後見人等による受任が難しい困難ケースについて、社協が積極的に受任している現状が認められる。成年後見制度の潜在的需要は高く、その一部は家族等の支援者の不在が制度利用の阻害要因にもなっていることから(関根2016)、現在、社協が後見分野において担っているセーフティネットとしての役割は極めて重要といえよう。



### (3) 社協の法人後見業務の受任およびバックアップ体制について

まず、社協による法人後見業務の受任体制については、担当職員数の現状から、約4割の社協において3人未満の人員で業務を担当しており、その多くが専任ではなく、他の業務との兼任という現状が認められた(表3)。今後、社協において受任の継続・拡大を図る上で、人員の確保は不可欠であり、専任職員の配置ならびに担当者の増員に関する支援が重要な課題の一つとしてあげられる。

また、実施体制については、社協のみで成年後見業務をすべて行っているケースが約6割を占めていたものの、研修を終了した市民等を報酬付きの支援員として採用し、社協職員と役割分担をしているケースも約3割と相対的に高い割合が示されていた(表4)。表3で示したように、多くの社協において成年後見業務を担う職員の数是非常に少なく専任職員の配置もままならない現状において、専門的な研修を終了した市民等の人的資源の活用は、今後、受任の継続・拡大を図る上で不可欠であると考えられる。また市民等の活用方法についても、すべての業務を行ってもらうケースでは、知識・経験・時間・責任等の側面で負担が著しく大きくなり、担い手の確保自体が困難になることが予想されることから、担当いただく業務を身上監護など比較的対応が容易なものに限定し社協職員と役割分担をすることが、市民等にとっても参入しやすい条件になると考えられる。また無報酬のボランティアではなく、担当いただいた業務に対して対価としての報酬を支払うことにより、担い手である市民等にも業務に対する責任感を醸成することに繋がると考える。

そして法人後見業務の財源については、業務遂行に必要な財源額が確保されている社協と確保されていない社協がいずれも約4割ずつで拮抗している現状であった。しかし、本報告(2)(○鶴沼・関根)でも示すとおり、財源確保は切実な課題として認識されている。その意味でも法人後見業務を遂行する上で財源の確保は必要不可欠であり、必要な財源が確保されていない約4割の社協に対する財政的支援が喫緊の課題の一つとしてあげられる。

次に法人後見業務のバックアップ体制については、約8割の社協において整っていることが明らかとなった(表5)。法人後見業務のバックアップ体制の機能としては、受任の適否の判断や対応困難ケースなどに対する関わり方の検討などが多く(図1)、とりわけ後者は、後述の社協における後見業務の強みを担保しうるものとして評価できることから、特にバックアップ体制が整備されていない約2割の社協については、早急に体制を構築することが望ましい。

### (4) 社協が法人後見をする意義について

社協が考える「法人が成年後見を実施する意義」については、最も割合が高い項目として「3.長期継続的な支援が可能」があがっていた(図3)。後見業務は、後見人の傷病や死亡、また転居等によっても中断してしまうケースがあり、特に個人単位で後見人を受任している場合はその危険性が高くなる。しかし社協等による法人後見であれば、担当者が変更されることはあっても組織として受任していることから継続性は維持され被後見人の利益に繋がるという点で意義が窺える。また、約5割の社協が「4.後見報酬を支払うことができない経済的困窮ケースへの対応」をあげていた。専門職後見人は後見報酬が得られない場合受任が困難であることから、社協による法人後見は経済的困窮者の受け皿として重要であり、表2でも示されたように実際に社協が後見分野においてセーフティネットの役割を担っていることは先述した通りである。その他、社協の業務と関連する項目として「10.日常生活自立支援事業からのスムーズな移行ないし一貫した支援が可能」が約7割5分、「12.複合的な

生活問題を抱えている対応困難ケースへの対応」、ならびに「16. 本人の地域生活を維持するため、親族、地域住民、関係機関と情報共有したり連携したりすることが可能」が約3割あがっていた。このように、社協が日常生活自立支援事業を通じて関わりある利用者については、既に利用者自身が抱える問題やその利用者の生活環境・親族関係等についても多くの情報を把握していることから、後見が必要な利用者に対してスムーズな移行の支援に繋がる点、また社協が複合的な生活問題への対応の経験とノウハウを有している点、社協が日常業務において構築している地域連携が問題解決に利用できる点などは、社協が法人後見を実施する意義として考えられる。

#### 【謝辞】

本調査にご理解賜りました市区町村社会福祉協議会会長様ならびに本調査にご協力賜りました市区町村社会福祉協議会の職員の皆様に、心より感謝申し上げます。

ありがとうございました。

#### 【補記】

本報告は、平成30年度～平成32年度科学研究費助成事業・基盤研究(C)「国内外の要請に応える法人後見システムの構築－社会福祉協議会に焦点をあてて－」(課題番号18K02085)の研究成果の一部である。

#### 参考文献

関根薫(2016)「成年後見制度の利用を阻害する要因の検討－福祉医療サービス事業所における制度利用支援を中心に－」『人間学研究』(14)31-42。

最高裁判所事務総局家庭局(2020)「成年後見関係事件の概況－平成31年1月～令和元年12月－」(<https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2020/20200312koukengaikyoku-h31.pdf>)